

## 納税証明書について

～ 都税の申告期限等の延長、徴収猶予を利用する事業者の方へ ～

新型コロナウイルス感染症の影響による都税の申告期限等の延長、徴収猶予を利用する場合は、直近の納税証明書に加えて以下のことを確認させていただきます。

- ① 同感染症の影響により納税が困難と認められること
- ② ①について、都税事務所発行の書類が確認できること

つきましては、都税の申告期限等の延長、徴収猶予を利用する事業者の方は、直近の納税証明書に加えて、以下の書類をご提出ください。

### 1 徴収猶予の制度を利用する場合

支給申請時	
1	都税事務所から発行された猶予決定通知書の写し ※ただし、猶予決定通知書に“新型コロナウイルスの影響による”旨の記載がない場合には、猶予申請書の写し（収受印のあるもの）もご提出ください。
実績報告時	
1	徴収猶予後の納期限が到来している場合 → 直近の納税証明書 (徴収猶予後の納期限が到来していない場合は提出不要です)

### 2 申告期限等の延長を利用する場合

支給申請時	
1	領収日付印欄への領収印がある納付書の写し
2	“新型コロナウイルス感染症の影響による”旨の記載がある延長申請書又は申告書の写し